

〈判例評釈〉

有価証券売却損に係る事例

富田利雄

1. はじめに

選定した判例は平成12年11月30日判決・東京地方裁判所 平成10年(行ウ)第191号である。争点は、①《X1》株式会社(以下「原告」という。なお、原告の代表者代表取締役は《X2》である。)が原告の子会社である《X3》株式会社(以下「《X3》」という。)及び株式会社《X4》(以下「《X4》」といい、《X3》と合わせて「本件子会社」という。)の株式を取得し、増資払込みをした上で株式会社《5》(以下《X5》という。)に譲渡した一連の行為(以下「本件一連の行為」という。)について法人税法(以下「法」という。)132条を適用して有価証券の取得価格が額面価格であってそれを超える払込金額は寄附金に該当するとしたことが適法かどうか、②更正の理由の附記に不備があるかどうか、及び③杉並税務署長事務承継人、日本橋税務署長《Y1》(以下「被告」という。)がなした平成8年6月5日付けの所得金額を5億1,878万0037円及び法人税額を1億9,293万7,600円とする更正処分の納付すべき税額の計算の基礎となった事実が原告の確定申告に係る税額の基礎とされていなかったことについて国税通則法65条4項の「正当な理由」があるかどうか、の3点であるが、本稿では①の争点のみを取り上げて検討することとしたい。

主文は棄却である。

本稿はLEX/DBインターネット TKC法律情報データベースから取り出した資料を参考にして作成した。

2. 事案の概要

法2条十号に規定する同族会社である原告は、発行済株式の全部を所有する本件子会社に対する貸付債権が不良債権化していたところ、平成5年4月1日から平成6年3月31日までの事業年度においてコンサルティング収入を期待できることとなったことから、これを機会に上記不良

債権を処理しようと考え、本件子会社の発行する増資新株式を額面価額より高額で引き受け、その株式を《X2》が発行済株式の21%を所有する非同族会社である《X5》に低額で譲渡することによって有価証券売却損を計上し、確定申告した。また、本件子会社は、上記増資払込金をもって原告に対する債務を弁済した。

これに対して、被告は法132条を適用して、上記新株式の取得価格は額面価格であるとし、原告は有価証券売却損を過大に計上しており、この過大計上分は寄附金に該当すると認定し更正処分等をした。

3. 判 断

(1) 原告は、平成5年4月1日から平成6年3月31日までの事業年度においてコンサルティング収入が期待できることから、不良債権化していた本件子会社に対する貸付金を無税償却しようとして、本件一連の行為を行ったものである。

本件において、被告は、法132条を適用している。同条は、法人税の負担を不当に減少させる結果となることを要件としているが、原告は、本件子会社に対する貸付金について損金に算入することによって税額を軽減した上で償却する（無税償却）ことを目的として本件一連の行為を行っているところ、本件子会社に対する貸付金それ自体について（それ自体貸倒に該当すること等によって）損金に算入することができたのであれば、これに応じて本来負担すべき法人税額も減少していたというべきであるから、本件一連の行為によってこれと同一の結果を発生させたとしても、法人税の負担を不当に減少させる結果となるとはいえない。これに対し、そもそも損金に算入することができないものであったにもかかわらず本件一連の行為によって有価証券売却損を計上することによって損金に算入することとしたというのであれば、本件一連の行為によってはじめて法人税の負担を減少させる結果が生ずるのであるから、本件一連の行為が次に述べる法132条の要件に該当する場合には、同条に基づき行為又は計算を否認されることになるというべきである。

また、法132条は、同族会社等の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる」と規定しているところ、同条は、同族会社が少数の株主ないし社員によって支配されているため、当該会社又はその関係者の税負担を不当に減少させるような行為や計算が行われやすいことにかんがみ、税負担の公平を維持するため、そのような行為又は計算が行われた場合には、それを正常な行為又は計算に引き直して更正又は決定を行う権限を税務署長に認めたものであると解される。

そして、上記のような法 132 条の趣旨にかんがみるならば、同条の否認の対象となる行為又は計算とは、通常の経済人の行為として不合理、不自然な行為又は計算がこれに該当するものといふべきである。

(2) 本件において、法 132 条の適用の要件となる法人税の負担を不当に減少させる結果となるかどうかの判断は、本件子会社に対する貸付金に相当する額を損金に算入することができるにかかわることになる。法人の有する金銭債権が回収不能になったことによる損失の額は、各事業年度の所得の計算上損金の額に算入されることとなるが、法 33 条 2 項が、金銭債権について評価損の計上を禁止していることにかんがみると、金銭債権が回収不能になったことによって損金の額に算入することができるのは、金銭債権の全額が回収不能である場合に限られるものと解される。

(3) これを本件についてみるに、当時税理士であった原告代表者自身も、本件子会社に対する貸付金を回収不能として損金に算入することはできないと考えていたことは明らかであり、このことをとって、上記貸付金を回収不能とみることは困難であるが、念のため各子会社ごとに検討した結果、原告の本件子会社に対する貸付金はいずれも回収不能とはいえ、損金に算入することはできないものであった。すなわち、原告は、本来損金に算入することができないものについて、本件一連の行為を行い、有価証券売却損という形を取ることによって、実質的に、本件子会社に対する貸付金を損金に算入する形で処理したものであるということになる。

そして、本件子会社は、本件一連の行為を行った時点において債務超過状態である。このように、債務超過状態である本件子会社の新株発行に際して、原告は、《X3》について額面金額である発行価額が 1 株 5 万円であるにもかかわらず、その約 29 倍にもものぼる 1 株当たり約 144 万円、合計 2 億 3,000 万円の払込みをし、《X4》についても額面金額である発行価額が 1 株 500 円であるにもかかわらず、その 100 倍にもものぼる 1 株当たり 5 万円、合計 5 億円の払込みをしている。債務超過状態にあり、将来成長が確実に望めるというような特別の事情が認められるわけではない株式会社の新株発行に際して、額面金額である発行価額を大幅に超える払込みを行うのは、通常の経済人を基準とすれば合理性はなく、不自然・不合理な経済行為である。原告は子会社を救済する必要性、妥当性を指摘して上記行為の合理性を主張するが、株式を取得する際にはそのような背景事情を捨象した株式自体の価値に着目して対価を決定するのが、税法の想定する通常の経済人を基準とした合理性のある行為と考えるべきである。そして、本件子会社が、原告が全株式を保有する同族会社であり、かつ、本件一連の行為によって、本来であれば損金に計上することのできない本件子会社に対する貸付金を有価証券売却損という形を取ることによって、損金に計上するという目的があったからこそ、上記のような払込みが行われたものであるといふべきである。

そうすると、本件子会社の新株発行に際して、原告が、その対価として、《X3》について 1 株

当たり約144万円、合計2億3,000万円の払込みをした行為、及び、《X4》について1株当たり5万円、合計5億円の払込みをした行為は、いずれも、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められ、税務署長は、法132条によって上記の行為を否認することができるものというべきである。

(4) そして、本件において、被告は、原告の上記の行為を否認し、原告が行った本件子会社の株式の増資払込みを通常あるべき行為に引き直して、本件子会社の株式1株について払い込んだ金額は、株式の額面金額とするのが相当であり、その余の金額は、株式の増資払込みとは認められず、何ら対価性のない金銭の支出として寄附金に該当するとしている。本件においては、有価証券売却損を作出するために新株の客観的な価値を大幅に超える払込金額を払い込んでいることが経済的合理性を欠くものとして法132条の否認の対象とされているのであるから、被告（税務署長）としては、本件子会社の発行する新株1株当たりの客観的価値を把握し、その客観的価値をもって本件子会社の株式1株について払い込んだ金額とするのが正当と思われるでもないが、被告は、商法上、額面株式の発行価額はその券面額を下回ることができないとされていることから、本件子会社の株式1株について払い込んだ金額は、株式の額面金額とするのが相当であるとしたものであること、本件子会社は、いずれも債務超過状態であり、将来成長が確実に望めるというような特別の事情も見当たらないのであって、その新株の価値は極めて低いと考えられることからすると、上記の被告の認定が不合理であるということとはできない。

(5) したがって、上記のとおり法132条を適用したことは適法なものというべきである。

4. 検 討

(1) 原告は、本件子会社が原告の業務の一部を引き継いだ会社であり、その純資産の改善につき対外的に十分責任を果たすよう要請されていたこと及び原告においては本件子会社を倒産させることなく不良債権化していた長期貸付金を回収する必要性に迫られていた旨述べ、本件一連の行為をなしたことは法132条にいう「不当に」という要件には該当しないと主張したところ、株式を取得する際にはそのような背景事情を捨象した株式自体の価値に着目して対価を決定するのが、税法の想定する通常の経済人を基準とした合理性のある行為と考えるべきであると判示され、退けられた。妥当な判断であると考えられる。

(2) 被告は原告が行った本件子会社株式の増資払込みを通常あるべき行為又は計算に引き直すと、本件子会社株式1株について払い込んだ金額は本件子会社株式の額面金額とするのが相当であるとした。これは本件子会社が債務超過の状態にあること及び商法の規定を考慮すると新株1株当たりの客観的価値が額面金額と同等であると認定しても原告に酷にならないと見極めたものと考えられる。これに対し、判断では、被告としては、本件子会社の発行する新株1株当たりの

客観的価値を把握し、その客観的価値をもって本件子会社の株式1株について払い込んだ金額とするのが正当と思われないでもない指摘した上で、被告の認定が不合理であるということとはできないと判示した。実務に理解ある判断となっている。